

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴う条例整備の考え方

えびの市役所 建設課関係分

「えびの市市道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例」の制定について

1 条例制定の背景、目的など

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い、「道路法」の一部が改正され、これまで国の政令（道路構造令、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令）で全国一律に定められていた道路の構造の基準（道路法第30条）、道路標識の寸法（道路法第45条）について、政令を参酌し地方自治体が条例で定めることとなりました。

2 条例で定める基準

市道の道路構造の技術的基準、市道に設置する道路標識の寸法については、国の基準を参酌して定めることとなっていることから、基本的には国の基準に準拠しますが、えびの市道に関係のない部分の削除及び独自基準については、下記のとおり考えています。

3 条例制定の考え方

【道路構造の基準】

- (1) えびの市に該当しない基準（国道や県道に関する基準、路面電車や積雪地に係る基準など）については、条例化しないこととします。
- (2) 独自基準としては、路肩に関する基準において、歩道等を設置しない道路で、歩行者等の安全性を確保する必要がある場合は、車道の左側に設ける路肩の幅員を0.75メートルから1.25メートルに広げて整備することとします。

【道路標識】

- (1) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令で定められている基準を参酌し検討した結果、現行基準をそのまま条例化しても支障がないと判断したため、現行の基準を設けることで考えています。ただし、市で設置しないものは除くこととします。

「えびの市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例」の制定について

1 条例制定の背景、目的など

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い、「河川法」の一部が改正され、これまで国の政令（河川管理施設等構造令）で定められていた河川管理施設等の構造の基準について、政令を参酌し地方自治体が条例で定めることとなりました。

2 条例で定める基準

1級河川、2級河川以外の河川で市が指定した河川（準用河川）の河川管理施設又は工作物の新設等の許可を受けて設置される主要なものの構造について、政令（河川管理施設等構造令）を参酌し、河川管理者である市の条例で定めます。

※準用河川・・・河川法第100条に基づき、2級河川の規定を準用する「市町村が管理する河川」のことで、えびの市におきましては6河川指定しております。

金丸川、葉広田川、木場田川、出水川、後川内川、池ノ下川

3 条例制定の考え方

河川管理施設等構造令で定められている基準を参酌し検討した結果、条例においても原則として河川管理施設等構造令で求められている基準と同一の基準を設けることで考えています。

ただし、えびの市における準用河川に該当しない基準（ダム、高規格堤防、水門及び樋門、揚水機場、排水機場及び取水塔、伏せ越し、湖沼、樹林帯、高潮、波浪規定）については、条例化しないこととし、その他の基準について、河川管理施設等構造令で定める基準を準拠します。

「移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例」の制定について

1 条例制定の背景、目的など

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定により、「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律」が改正されました。それに伴い国が定めている「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を参酌して、道路管理者である地方自治体が条例で定めることとなりました。

2 条例で定める基準

「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律」第10条第1項において「特定道路」の新設又は改築する場合における歩道等の構造、勾配、高さ等の道路構造の技術的基準が条例に委任されています。

「特定道路」とは、生活関連経路を構成する道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものをいいます。

「生活関連経路」とは生活関連施設相互間の経路をいいます。ここでの生活関連施設とは「相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院など」であります。「特定道路以外についても同条第4項により条例制定が必要となっております。

3 条例制定の考え方

道路の構造に関する基準については、国の基準（省令）を参酌して定めることとなっているため、基本的には国の基準に準拠します。また、宮崎県の「人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則」で定められている基準との整合性を図り条例を定めることとしています。

えびの市に現存しない項目（路面電車停留所等）及び地域特性に関連のない項目（防雪施設）については規定しません。

「えびの市都市公園、公園施設及び特定公園施設の設置の基準を定める条例」の制定について

1 条例制定の背景、目的など

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により「都市公園法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正され、これまで国において定められていた「都市公園の設置基準」、「都市公園施設の設置基準」、「特定公園施設の設置基準」について、都市公園管理者である地方自治体が条例で定めることとなりました。

2 条例で定める基準

【都市公園の設置基準】

(1) 都市公園を設置する場合における都市公園の配置や規模を定めるもので、都市公園の配置や敷地面積の考え方などを定めることが、条例に委任されています。

【都市公園施設の設置基準】

(1) 都市公園に公園施設として設ける建築物の建築面積が敷地面積に占める割合（建ぺい率）を定めることが、条例に委任されています。なお、公園施設として設ける建築物とは、都市公園内に配置された管理事務所や便所など、建築基準法に規定する建築物のことです。

【特定公園施設の設置基準】

(1) 都市公園を新設、増設又は改築する場合における特定公園施設の設置基準を定めるもので例えば、通路等の幅や勾配、階段や傾斜路の構造に関する基準などがあります。

特定公園施設とは

移動等円滑化が特に必要な公園施設として、政令で定められている施設のことで、園路・広場や駐車場など12の施設が定められています。

園路・広場、屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、
便所、水飲場、手洗い場、管理事務所、掲示板、標識

3 条例制定の考え方

都市公園と公園施設の設置基準については、国の基準を参酌して定めることとなっていることから、基本的には国の基準に準拠することで検討しています。

特定公園施設の設置基準については、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の構造に関する基準を定める省令」と県の「人にやさしい福祉のまちづくり条例」で定められている基準との整合性を図り、現行の県の「人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則」に規定されている、県の独自基準も参酌し、えびの市の設置及び技術的基準として条例化することとしています。